

災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県自動車整備振興会（以下「乙」という。）とは、岡山県内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、県民の生命、身体及び財産を保護するため甲が行う災害応急対策に対する乙の支援及び協力（以下「支援協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙の実施する災害時における支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急車両及び災害応急対策に使用する車両（以下「緊急車両等」という。）の応急整備
- (2) 第3条第2項に規定する登録資機材の貸出し

（資機材の登録）

第3条 乙は、災害時における支援協力を速やかに実施することができるよう、あらかじめ、乙の会員である事業場のうち災害時における支援協力を実施することができるもの（以下「協力事業場」という。）に対し、甲に貸し出すことができる資機材の登録を求めることとする。

- 2 乙は、協力事業場が乙の管理する登録簿に登録する資機材（以下「登録資機材」という。）の状況及び災害時の連絡体制について定期的に確認を行い、災害時における支援協力を実施するための体制を維持するものとする。
- 3 前項に規定する登録資機材の種類は、次の表のとおりとする。

登録資機材の種類	車載用ジャッキ、ガレージ・ジャッキ、手工具（バール、ハンマー、のこぎり等）、発電機、作業灯、ロープ、ワイヤー等
----------	---

（支援協力の要請）

第4条 甲は、災害時において、第2条各号に定める支援協力を必要とするときは、緊急車両等の応急整備等要請書（別記様式）により乙に要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

- 2 甲における乙に対する支援協力の要請の担当部署は、岡山県災害対策本部又は甲の緊急車両等を管理する部又は課とする。
- 3 甲からの要請を受け付ける乙の担当部署は、総務部総務課とする。

（安全の確保）

第5条 甲は、乙の支援協力を受けるに当たっては、災害現場の状況その他の必要な情報を乙に提供すること等により、支援協力に従事する者（以下「支援従事者」という。）の安全の確保に配慮するものとする。

（支援協力の実施）

第6条 乙は、甲から第4条第1項の規定による要請があったときは、災害が発生した地域等に鑑み、その近隣又は災害の被害が少ない地域の協力事業場に対し、乙があらかじめ定める連絡要領により連絡を行うものとする。

（緊急車両等の応急整備）

第7条 乙から前条の連絡を受けた協力事業場は、甲が指定する場所において、不具合が発生した緊急車両等の応急整備を行うものとする。

- 2 前項の応急整備は、タイヤの交換、エンジントラブルへの対応等軽微な応急処置に限るものとし、その場での対処が不可能な整備は行わないものとする。

（登録資機材の貸出等）

第8条 協力事業場は、災害時において、甲から登録資機材の貸出しの要請があったときは、これを貸し出すものとする。ただし、貸し出すことができない特段の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による登録資機材の貸出しは、原則として協力事業場において行うこととし、協力事業場が対応することができる場合に限り、甲の指定する場所に登録資機材を搬送して貸出しを行うことができる。
- 3 登録資機材の返却は、協力事業場において行うこととする。

（費用等）

第9条 乙は、第7条第1項の応急整備、当該応急整備のための移動及び前条第1項の規定による登録資機材の貸出しに要する費用を、甲に請求しないこととする。

(損害の補償)

第10条 甲は、支援従事者が、支援協力に従事した際に、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第8号）に基づく支給の例によりその損害を補償する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲は、当該各号に定める額の範囲内において補償を行うことを要しない。

(1) 支援従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 当該給付又は補償の額

(2) 乙、協力事業場又は支援従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 当該保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 当該損害賠償の額

(協定に関する担当窓口等)

第11条 この協定に関する甲の担当窓口は岡山県危機管理課、乙の担当窓口は総務部総務課とし、甲及び乙は、要請に関する担当部署、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の担当窓口等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(市町村等との協定との調整)

第12条 乙は、乙の支部が県内の市町村等と、この協定と同様の協定を締結している場合において、災害の範囲が複数の市町村等に及んでいること等の理由により当該支部のみでは当該市町村等へ支援協力を行うことが困難な場合は、この協定の規定に準じて乙の他の支部へ支援協力の要請を行う等必要な調整を行うことができる。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙が文書をもって相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月24日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山市北区富吉5301番8

一般社団法人 岡山県自動車整備振興会

会長

梶谷 俊介